

「各種事務事業の取扱い」

05 防災・防犯・交通分科会

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
176	010601	自主防災組織の結成支援事業		合併時に統一	新制度を創設し統一する。
177	010101	地域防災計画策定	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成18年度までは現行どおりとする。なお、統一までの間は、これまでの両市町の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。
178	010402	備蓄物資整備事業		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
179	020201-1	防犯灯設置事業		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
180	020201-2	防犯灯等電気料負担		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
181	010501	防災行政無線(移動系)事業		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、免許人名義は長岡市とするとともに、現行機器を活用したシステムの統合、情報伝達の一元化を図るものとする。なお、統一までの間は、本庁と支所及び支所区域内の防災情報の伝達に支障のないように努めるものとする。
182	030201	交通指導員の体制		合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
183	030302	地区交通安全団体補助事業		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
184	030401	交通遺児支援事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

176

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
05	防災・防犯・交通	01	防災体制	06	自主防災組織	01	自主防災組織の結成支援事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 自主防災組織の結成状況等 (1)各町内を基本とした自主防災組織の結成を図っている。 (2)現在171組織結成(世帯数比39.6%) 2 自主防災組織への支援 (1)結成時に応急救護資機材・旗などを貸与しているほか、訓練を実施した自主防災組織に対して世帯数に応じて報償金を支払っている。 (交付基準) ・100世帯以下 20,000円 ・101～200世帯 25,000円 ・201～300世帯 30,000円 ・301世帯以上 35,000円 ・内規により対応		1 自主防災組織の結成状況等 (1)地域防災計画の中で自主防災組織の育成について触れているが、具体的な措置はとっていない。 (2)組織結成の登録はない。 2 自主防災組織への支援 なし		1 自主防災組織の結成状況等 (1)自主防災組織 各集落単位で組織化の推進を呼びかけている。 (2)組織結成の登録はない。 2 自主防災組織への支援 (1)育成等支援対策 町内会・集落単位の訓練に対し消防団の応援及び消火器の無償詰換え等を行っている。		1 自主防災組織の結成状況等 (1)自主防災組織 各町内会単位で組織化の推進を呼びかけている。 (2)組織結成の登録はない。 2 自主防災組織への支援 (1)育成等支援対策 町内会・集落単位の訓練に対し消防団の応援及び消火器の無償詰換え等を行っている。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
1 自主防災組織の結成状況等 (1)各大字を基本とした自主防災組織の結成を図っている。 (2)現在17組織結成(世帯数比100%) 2 自主防災組織への支援 (1)各大字単位で行う自主防災訓練に対し、消防団の応援及び消火器等の無償詰め替え等資材の配布を行っている。		1 自主防災組織の結成状況等 なし 2 自主防災組織への支援 なし		1 自主防災組織の結成状況等 (1)自主防災組織 各集落単位で組織化の推進を呼びかけている。 (2)現在1組織結成(世帯数比6.7%) 2 自主防災組織への支援 なし		新制度を創設し統一する。	
						調整方針案	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

177

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
05	防災・防犯・交通	01	防災体制	01	防災計画	01	地域防災計画策定	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>1 計画の名称 長岡市地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 風水害等対策編・資料編 平成15年度修正 震災対策編 平成10年度修正</p> <p>3 計画の目的 災害対策基本法第42条の規定に基づき、長岡市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること。</p> <p>4 震災シミュレーション (1)震災シミュレーション 平成7～9年度実施 (2)地区別防災カルテ 同上</p> <p>5 防災計画対象災害 風水害・地震対策の計画各1冊のほか、資料編を別冊で策定している。(合計3冊)</p>		<p>1 計画の名称 中之島町地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 平成15年度修正</p> <p>3 計画の目的 過去の災害を教訓に町民の生命、身体および財産を災害から保護するため災害対策の基本を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会秩序の維持と公共福祉の確保のため定める。</p> <p>4 震災シミュレーション 実施及び作成なし</p> <p>5 防災計画対象災害 計画は一冊の中に3部構成(震災対策編・風水害等対策編・資料編)となっている</p>		<p>1 計画の名称 越路町地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 平成10年度修正</p> <p>3 計画の目的 災害対策基本法第42条の規定により、越路町民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画及び新潟県地域防災計画に基づき越路町の地域に係る防災に関し、必要な事項を総合的に定める。</p> <p>4 震災シミュレーション 実施及び作成なし</p> <p>5 防災計画対象災害 地域防災計画(1冊)</p>		<p>1 計画の名称 与板町地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 平成11年度修正</p> <p>3 計画の目的 災害対策基本法第42条の規定により与板町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため定める。</p> <p>4 震災シミュレーション 実施及び作成なし</p> <p>5 防災計画対象災害 計画は一冊の中に2部構成(地域防災計画・資料編)となっている</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>1 計画の名称 三島町地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 平成13年度修正</p> <p>3 計画の目的 災害対策基本法第42条の規定により、三島町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画及び新潟県地域防災計画に基づき、三島町の地域に係る防災に関し必要な事項を総合的に定めるものである。</p> <p>4 震災シミュレーション 実施及び作成なし</p> <p>5 防災計画対象災害 計画は一冊の中に3部構成(震災対策編・風水害等対策編・資料編)となっている。</p>		<p>1 計画の名称 山古志村地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 昭和43年度策定</p> <p>3 計画の目的 災害対策基本法第42条の規定により、山古志村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため定める。</p> <p>4 震災シミュレーション 実施及び作成なし</p> <p>5 防災計画対象災害 計画は一部構成</p>		<p>1 計画の名称 小国町地域防災計画</p> <p>2 策定又は修正年月日 平成13年度修正</p> <p>3 計画の目的 災害対策基本法第42条の規定により、小国町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため定める。</p> <p>4 震災シミュレーション 実施及び作成なし</p> <p>5 防災計画対象災害 計画は一冊の中に3部構成(震災対策編・風水害等対策編・資料編)となっている。</p>		<p>地域防災計画の修正に当たっては、合併後、県との協議、防災会議の決定が必要であり、合併時から長岡市の制度を基に統一することは困難である。</p> <p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成18年度までは現行どおりとする。 なお、統一までの間は、これまでの両市町の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。 なお、統一までの間は、これまでの各市町村の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。)</p>		
調整方針案								

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

178

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
05 防災・防犯・交通	01 防災体制	04 避難対策	02 備蓄物資整備事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>1 物資の備蓄計画 平成16年度までの物資備蓄計画は策定されているが、見直しが必要となっている。</p> <p>2 主な備蓄物資 ・食糧・飲料水・・・なし ・防災シート、簡易トイレ、医薬救護資機材等</p>	<p>1 物資の備蓄計画 なし</p> <p>2 主な備蓄物資 なし</p>	<p>1 物資の備蓄計画 なし</p> <p>2 主な備蓄物資 ・毛布 ・食糧 等</p>	<p>1 物資の備蓄計画 なし</p> <p>2 主な備蓄物資 ・毛布 ・食糧 等</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>1 物資の備蓄計画 なし</p> <p>2 主な備蓄物資 ・簡易トイレ ・毛布 ・感染予防キット一式 等</p>	<p>1 物資の備蓄計画 なし</p> <p>2 主な備蓄物資 なし</p>	<p>1 物資の備蓄計画 なし</p> <p>2 主な備蓄物資 ・簡易担架・毛布・防災シート等</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

179

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
05	防災・防犯・交通分科会	02	防犯	02	防犯灯設置等事業	01-1	防犯灯等設置事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 町内会 維持管理 町内会 設置経費 市が、新設(専用柱を建てて新設・既存の電柱等に 新設)及び機器の一式を取替える場合、直接工事費の2分 の1以内の額で補助する。(上限額有り)</p> <p>(2) 集落間 設置主体 町内会 維持管理 町内会 設置経費 市が、通学路(一定基準有り)の設置費全額を補助す るが、基準以下の通学路及び他の集落間道路については 集落内と同様2分の1以内の額を補助する。</p> <p>2 根拠法規等 長岡市公衆街路防犯灯設置補助金交付要綱 長岡市通学路における公衆街路防犯灯設置補助金交付要綱</p>		<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 地元集落 維持管理 地元集落 設置経費 町が全額又は一部(ポールは対象外)補助す る。 一部幹線道路等の防犯灯を町が設置</p> <p>(2) 集落間 設置主体 中之島町 維持管理 中之島町 設置経費 中之島町が負担</p> <p>2 根拠法規等 中之島町防犯灯設置等補助金交付要綱</p>		<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 地元集落 維持管理 地元集落 設置経費 寄贈防犯灯及び町防犯組合の補助により設置 (ポール設置済み箇所が地元ポール負担のみ対象)</p> <p>(2) 集落間 設置主体 越路町 維持管理 越路町 設置経費 越路町が負担</p> <p>2 根拠法規等 要綱等なし</p>		<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 町内会 維持管理 町内会 設置経費 町が、新設(支柱及びその設置費を含まない)及び改 修(既存の防犯灯器具一式を取り替える)の場合、工事費 の全額を補助。又、更新(支柱修繕と電球取替を含まな い)する場合は50%を補助する。但し10,000円を限度とす る。</p> <p>(2) 集落間 防犯灯としてではなく、道路照明施設として町 が設置</p> <p>2 根拠法規等 与板町防犯灯設置事業等補助金交付要綱</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 三島町 維持管理 地元各大字 設置経費 町が負担(ただし、ポールは地元負担) 街なみ景観整備に伴う道路照明施設は町が 設置</p> <p>(2) 集落間 設置主体 地元各大字 維持管理 通常防犯灯は地元各大字が全額負担。 設置経費 三島町が負担</p> <p>街なみ景観整備に伴う道路照明施設は町が 設置</p> <p>2 根拠法規等 要綱等なし</p>		<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 山古志村防犯組合 維持管理 各支部(集落) 設置経費 村防犯組合が負担(器具は主に東北電力寄附) (ただし、15,000円以上は地元負担)</p> <p>(2) 集落間 防犯灯としてではなく、道路照明施設として村 が設置</p> <p>2 根拠法規等 要綱等なし、毎年防犯組合総会で議決</p>		<p>1 防犯灯設置</p> <p>(1) 集落内 設置主体 地元集落 維持管理 地元集落 設置経費 地元集落が負担</p> <p>(2) 集落間 防犯灯としてではなく、道路照明施設として町 が設置</p> <p>2 根拠法規等 要綱等なし</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年 度から5か年度程度は現行どおりとする。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

180

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
05 防災・防犯・交通分科会	02 防犯	02 防犯灯設置等事業	01-2 防犯灯等電気料負担
長岡市	中之島町	越路町	与板町
1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 市が3分の1以内の額を補助 (2) 集落間 市が3分の1以内の額を補助	1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 集落が全額負担 (2) 集落間 町が全額負担	1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 集落が全額負担 (2) 集落間 町が全額負担	1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 町内会が全額負担 但し、一部区間町で支払い、年度末に対象町内より納入してもらうところ有り。 (2) 集落間 防犯灯としてではなく、道路照明施設として町が負担
三島町	山古志村	小国町	課 題
1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 町が大字に対して補助 ・防犯灯・・・年間1,500円 (街なみ景観整備分・・・年間2,500円) (2) 集落間 町が大字に対して補助 ・防犯灯・・・年間1,500円 (街なみ景観整備分・・・年間2,500円)	1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 防犯協会各支部(集落)が負担 (2) 集落間 防犯灯としてではなく、道路照明施設として村が負担	1 防犯灯の電気料負担 (1) 集落内 全額町が負担 (2) 集落間 防犯灯としてではなく、道路照明施設として町が負担	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

181

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業			
05	防災・防犯・交通分科会	01	防災体制	05	情報収集伝達	01	防災行政無線(移動系)事業		
長岡市		中之島町		越路町		与板町			
1 防災行政無線整備状況		1 防災行政無線整備状況		1 防災行政無線整備状況		1 防災行政無線整備状況			
地域防災無線	800MHz	地域防災無線	800MHz	地域防災無線	800MHz	地域防災無線	800MHz		
移動系無線	150MHz	移動系無線	150MHz	移動系無線	150MHz	移動系無線	150MHz		
移動系無線	400MHz	移動系無線	400MHz	移動系無線	400MHz	移動系無線	400MHz		
2 無線局の局数		2 無線局の局数		2 無線局の局数		2 無線局の局数			
	基地局	中継局	子(移動)局		基地局	中継局	子(移動)局		
地域防災	1局	2局	182局	地域防災					
150MHz				150MHz					
400MHz				400MHz	1局	54局			
3 保守点検業務		3 保守点検業務		3 保守点検業務		3 保守点検業務			
基地局・中継局は年2回、他の子局は年1回		基地局・移動局 年1回		基地局・中継局・子局とも年1回		基地局・子局とも年1回			
4 通信訓練		4 通信訓練		4 通信訓練		4 通信訓練			
年3回実施		定期的訓練は特にしていない。		定期的訓練は特にしていない。		定期的訓練は特にしていない。			
5 防災以外の行政分野での利用		5 防災以外の行政分野での利用		5 防災以外の行政分野での利用		5 防災以外の行政分野での利用			
なし		消防行政用で利用		水道・ガス行政で利用		各課からの連絡事項等の周知にも使用			
三島町		山古志村		小国町		課題			
1 防災行政無線整備状況		1 防災行政無線整備状況		1 防災行政無線整備状況		調整方針案			
地域防災無線	800MHz	地域防災無線	800MHz	地域防災無線	800MHz	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、免許人名義は長岡市とするともに、現行機器を活用したシステムの統合、情報伝達の一元化を図るものとする。 なお、統一までの間は、本庁と支所及び支所区域内の防災情報の伝達に支障のないように努めるものとする。			
移動系無線	150MHz	移動系無線	150MHz	移動系無線	150MHz				
移動系無線	400MHz	移動系無線	400MHz	移動系無線	400MHz				
2 無線局の局数		2 無線局の局数		2 無線局の局数					
	基地局	中継局	子(移動)局		基地局			中継局	子(移動)局
地域防災				地域防災					
150MHz				150MHz	1局				17局
400MHz	1局		25局	400MHz					15局
3 保守点検業務		3 保守点検業務		3 保守点検業務					
基地局・移動局 年2回		特にしていない		基地局・移動局 年1回					
4 通信訓練		4 通信訓練		4 通信訓練					
総合防災訓練に併せた総合通信訓練毎年2回 定期通信訓練 四半期ごと		定期的訓練は特にしていない		総合防災訓練に併せた通信訓練 年1回					
5 防災以外の行政分野での利用		5 防災以外の行政分野での利用		5 防災以外の行政分野での利用					
消防行政用で利用		除雪その他行政用で使用		水道行政、消防行政用で使用					

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

182

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
05 防災・防犯・交通	03 交通安全	02 交通指導員の体制	01 交通指導員の体制	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
なし	1 根拠 中之島町交通安全条例 2 設置 昭和53年設置 3 定員 5名(平成16年度現在5名) 4 任期 2年 5 報酬 276,000円/年 6 身分 非常勤特別職 7 従事活動 (1)街頭指導 (2)広報活動 (3)交通安全教室 (4)大会等の参加 (5)町のイベント時の交通整理	1 根拠 越路町交通指導員設置要綱 2 設置 昭和47年設置 3 定員 7名(平成16年度現在6名) 4 任期 2年 5 報酬 隊長 330,280円/年 その他 255,600円/年 6 身分 非常勤特別職 7 従事活動 (1)街頭指導 (2)広報活動 (3)交通安全教室(幼児・高齢者) (4)大会等の参加	1 根拠 与板町交通指導員設置要綱 2 設置 昭和53年設置 3 定員 6名以内(平成16年度現在6名) 4 任期 2年 5 報酬 18,500円/月 費用弁償 一回の出動で2,100円 6 身分 非常勤特別職 7 従事活動 (1)街頭指導 (2)広報活動 (3)毎週2回のパトロール (4)大会等の参加 (5)町のイベント時の交通整理	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 根拠 三島町交通指導員設置要綱 2 設置 昭和50年設置 3 定員 4名以内(平成16年度現在3名) 4 任期 2年 5 報酬 109,200円/年 6 身分 非常勤特別職 7 従事活動 (1)街頭指導 (2)広報活動 (3)交通安全教室 (4)大会等の参加	なし	1 根拠 小国町交通指導員設置条例 2 設置 昭和49年設置 3 定員 3名(平成16年度現在3名) 4 任期 2年 5 報酬 63,100円/年 6 身分 非常勤特別職 7 従事活動 (1)街頭指導 (2)広報活動 (3)交通安全教室 (4)大会等の参加 (5)町のイベント時の交通整理		新制度を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

183

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
05 防災・防犯・交通	03 交通安全	03 交通関係各種団体等補助	02	地区交通安全団体補助事業
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 事業の名称 長岡市交通安全協議会支部補助金 2 事業の目的 市内各地区が自主的に実施する街頭指導、交通安全教室、広報活動などの事業に対し、補助金を交付することにより市民ぐるみの交通安全運動を積極的に推進する。 3 補助事業の内容 (1) 補助の対象 交通安全協議会支部(32支部) (2) 補助金額(算定方法) 3,000世帯未満 30,000円(21支部) 3,000世帯以上 50,000円(11支部)	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

184

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
05 防災・防犯・交通	03 交通安全	04 交通遺児に関する事務	01 交通遺児支援事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 (1)見舞一時金の給付 30,000円 (2)入学・卒業祝金給付 ・小中学校入学 20,000円 ・中学校卒業 30,000円 (3)図書券の給付 小学生 10,000円 中学生 15,000円 高校生 20,000円 (4)交通遺児家庭激励事業等 2 図書券給付事業(市単独) (1)図書券支給額 S56.10.1開始 小学生 5,000円 中学生 8,000円 高校生 12,000円 (2)根拠法令 長岡市交通遺児等図書券支給要綱による。	1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 同左	1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 同左	1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 同左	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 同上	1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 同左	1 (財)新潟県交通遺児基金制度の実施 同左		長岡市の制度に統一する。